

神戸東第14次労働災害防止推進5か年計画のポイント

(2023年度 ~ 2027年度)



計画のねらい

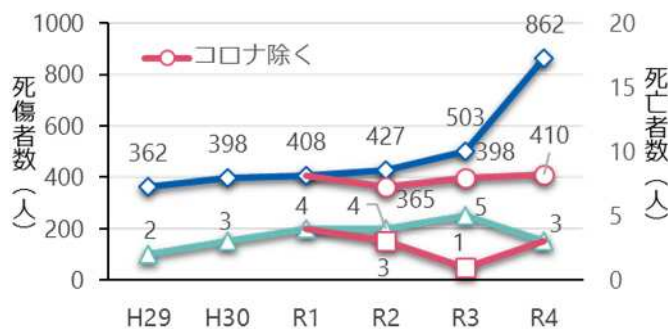
誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要となります。また、消費者・サービス利用者においても、安全衛生対策の必要性や安全衛生対策経費への理解が求められます。

労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ります。

計画の重点事項

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

神戸東署管内の死亡者数・死傷者数の推移



計画の目標

アウトプット指標

重点事項に対する取組の効果を確認する指標

アウトカム指標

アウトプット指標を達成した結果として期待される効果

アウトカム指標の達成を目指した場合に期待される結果

2027年において

- 死亡災害 2022年と比較して15%以上減少
- 死傷災害 2022年と比較して減少に転じさせる

重点事項の具体的取組（抜粋）

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 経営首脳者による安全衛生方針を表明し、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発に努める。
- 安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む

2 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ハード面とソフト面の両面からの転倒災害予防対策に取り組む。
- 正社員以外の労働者も含めた全ての労働者に対する安全衛生教育の実施を徹底する。
- 介護機器、福祉用具等の導入による作業の省力化と腰痛予防に取り組む。



アウトプット指標

- ◆ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ◆ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ◆ 介護・看護作業において、ノーリフトケア（人力による抱え上げは行わない介護・看護）を導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

- ◆ 転倒の年齢層別死傷者数を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ◆ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- ◆ 社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。

3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善、高齢労働者の健康や体力の状況の把握と対応等に努める。



アウトプット指標

- ◆ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

アウトカム指標

- ◆ 60歳代以上の死傷者数を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 外国人労働者が安全衛生の基本的な知識や作業ごとの危険性等について理解が出来るよう母国語に翻訳された視聴覚教材や安全衛生教育マニュアル等を活用する。



アウトプット指標

- ◆ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

アウトカム指標

- ◆ 外国人労働者の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。

5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 建設現場及び生産現場において、労働者だけでなく、個人事業者等を含め、安全衛生に関する措置を統一的に実施する。

6 業種別の労働災害防止対策の推進

- リスクアセスメントを繰り返し実施し、残留リスクの低減に取り組む。
- 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、機械の製造者、使用者の立場に応じたリスクアセスメントを適切に取り組む。



アウトプット指標

- ◆ 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。
- ◆ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ◆ 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

アウトカム指標

- ◆ 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ◆ 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- ◆ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

7 労働者の健康確保対策の推進

- 労働者数50人以上の事業場において、確実にストレスチェックを実施する。さらに、その結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善に取り組む。
- 年次有給休暇の確実な取得の促進、勤務間インターバル制度の導入、労働時間等の設定を改善する。
- 産業保健活動を行うための必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供する。



アウトプット指標

- ◆ 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ◆ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ◆ メンタルヘルス対策（労働者数50人以上）に取り組む事業場の割合を2027年までに100%を目指す。
- ◆ 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ◆ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

アウトカム指標

- ◆ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ◆ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 安全データシート（SDS）に基づくリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的なばく露防止措置を実施する。
- JIS規格に適合したWBGT指数計を使用し、WBGT値（暑さ指数）の把握とWBGT値に応じた作業環境管理、作業管理を適切に実施する。



アウトプット指標

- ◆ リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、その結果に基づいて、必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ◆ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

- ◆ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- ◆ 熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

転倒災害は
最も多い災害です！

6割を超える方が
1か月以上休業して
います！

『転倒災害』は、神戸東労働基準監督署管内において最も多く発生している労働災害*で、中でも高齢労働者の被災者が増加している状況にあり、すべての業種に共通する課題となっています。

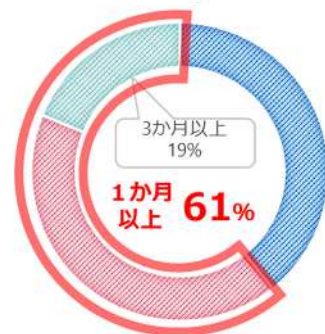
『転倒災害』は「労働災害」であることを理解し、高齢労働者に配慮した職場環境改善の取組を進めましょう。*新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く。

転倒災害は 労働災害です

転倒災害発生状況の推移

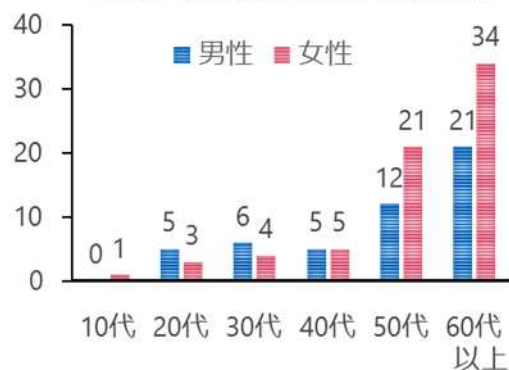


令和4年
転倒災害による休業期間



高齢労働者の
被災率が高くなっ
ています！

令和4年
年齢別 転倒災害による死傷者数





管内で実際にあった転倒災害の事例

- 融雪剤を撒く作業中に滑って転倒し、後頭部を強打（70代、男性、死亡）▶令和5年に発生した死亡災害です。
- 雨で濡れた床で滑って転倒し、手首を骨折（30代、男性、休業3か月）
- 食材で滑って転倒し、手首を骨折（60代、女性、休業1か月）
- 段差につまずき転倒し、頭部を打撲して脊髄損傷（60代、男性、休業5か月）
- パレットにつまずき転倒し、肩を骨折（50代、女性、休業4か月）
- 入口マットにつまずき転倒し、大腿骨を骨折（70代、女性、休業4か月）
- 運んでいた布団に足をひっかけつまずき転倒し、腕を骨折（50代、女性、休業4か月）
- コードにつまずき転倒し、肩を骨折（70代、女性、休業3か月）
- 床面に敷かれた厚紙につまずき転倒し、手首を骨折（60代、女性、休業1か月）
- 車のタイヤ止めにつまずき転倒し、膝を骨折（60代、男性、休業1か月）
- 階段を踏み外して転倒し、足首を骨折（60代、男性、休業2か月）
- 移動中に足が絡んで転倒し、靭帯を損傷（50代、女性、休業3か月）
- 車イスを避けようとして転倒し、大腿部を骨折（60代、女性、休業2か月）
- 急ぎ足で移動中に転倒し、足を骨折（70代、女性、休業2か月）
- 靴ひもを踏み足がもつれて転倒し、股関節を骨折（70代、女性、休業1か月）

滑り



つまずき



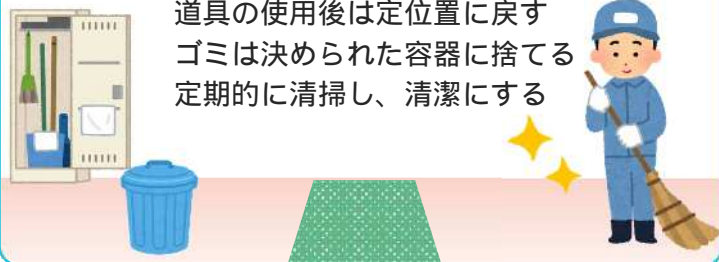
踏み外し



転倒災害を防ぐためには

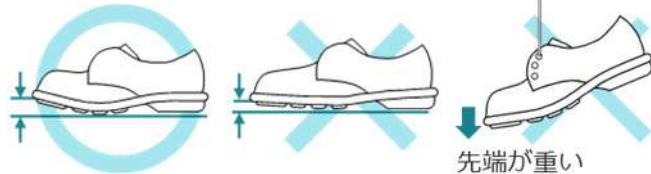
職場内の整理整頓

荷物は通路にはみ出さずに置く
 道具の使用後は定位置に戻す
 ゴミは決められた容器に捨てる
 定期的に清掃し、清潔にする



転びにくい靴えらび

重量バランスが良いものを選びましょう
 耐滑性のある靴底のものを選びましょう
 ある程度つま先が高いものを選びましょう



「# 転倒災害は労働災害です」

手軽に投稿できるSNS等を活用の上、ぜひ「# 転倒災害は労働災害です」をつけた発信で、転倒災害防止活動に参加してください。



投稿・閲覧イメージ動画を配信しています。

転倒災害は労働災害です



エイジフレンドリー補助金

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します ぜひご活用ください

- 申請期間 令和5年6月12日～令和5年10月末日
- 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業事業者（詳細はホームページをご確認ください）
- 補助額 補助率1/2、上限100万円
- 補助対象 高齢労働者にとって危険な場所負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）

事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

詳しくはこちら



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

近年、中高年齢の女性労働者を中心に業務中の転倒による骨折等の事故が増加しています。リーフレット等を活用して被害の防止・軽減に取り組みましょう。



エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

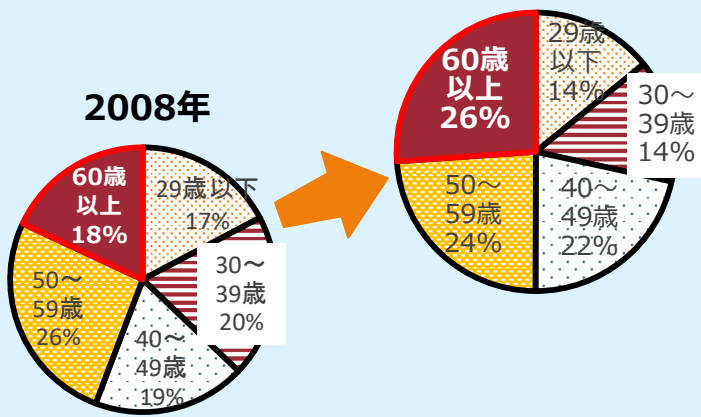


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26% (2018年) で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況 (休業4日以上) >

2018年

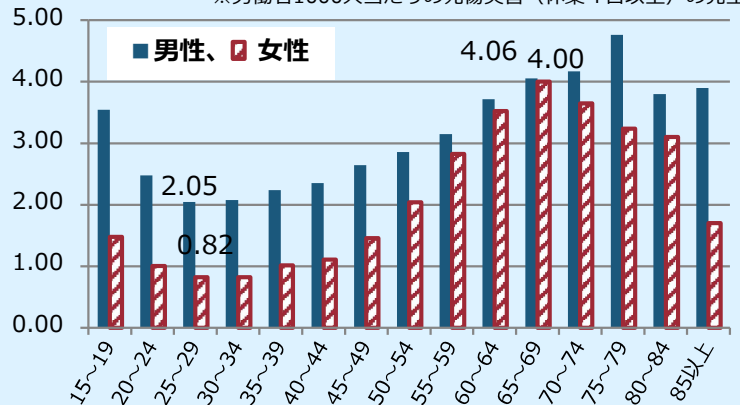


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

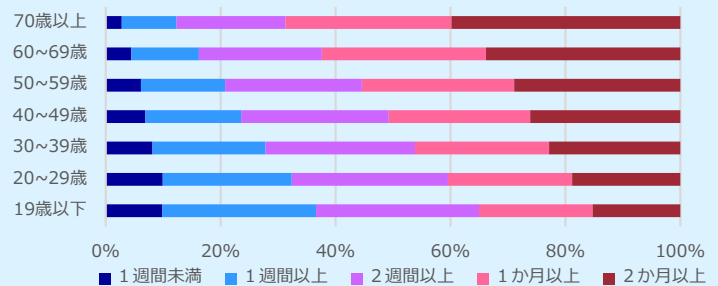
体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

※労働者1000人当たりの死傷災害 (休業4日以上) の発生件数



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

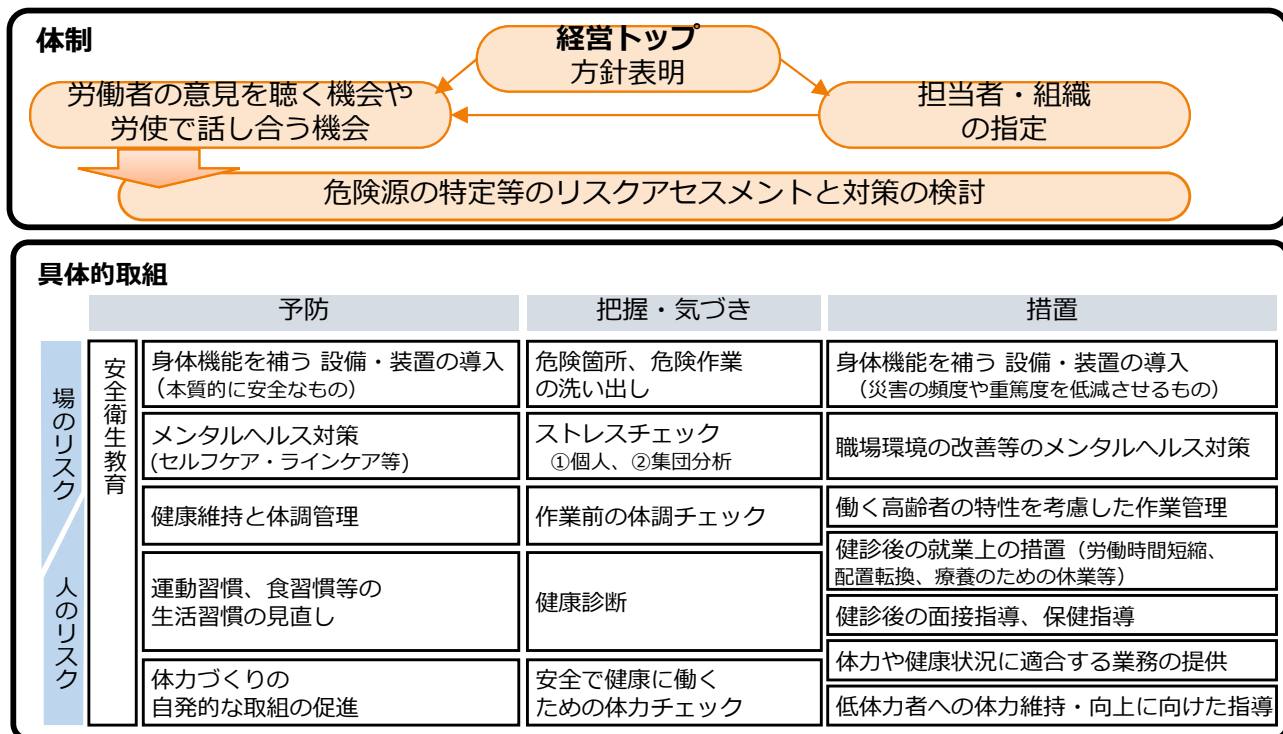
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



❁ 考慮事項 ❁

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

❁ 考慮事項 ❁

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



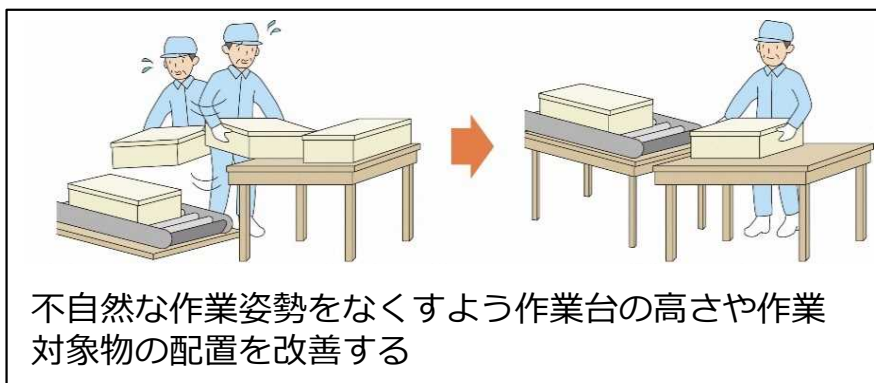
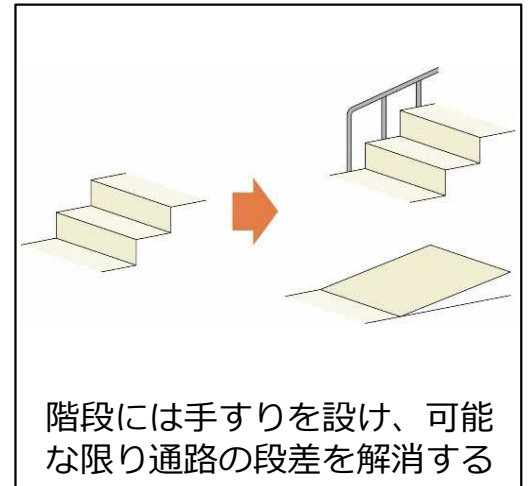
※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

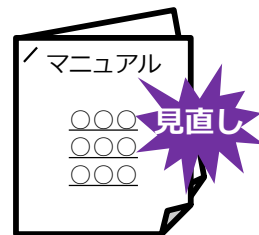
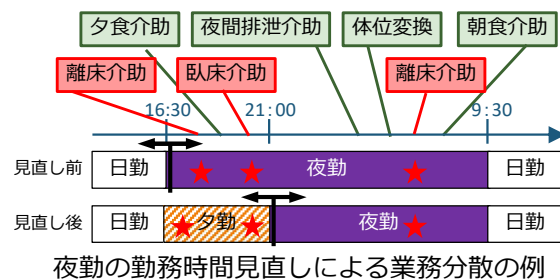
(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

<共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



<暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

取組の例

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

対策の例

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

考慮事項

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

体力チェックの一例 詳しい内容は→



転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm(身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果/身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~



② 座位ステップテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~



③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~



④ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~



⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~



身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

II 質問票（身体的特性）

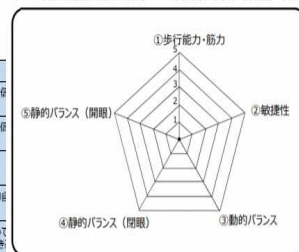
質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人につぶかさず、よけて歩けますか			点	① 歩行能力・筋力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか			点	② 敏捷性
3. 突発的な事象に対する体の反応は素早い方だと思いますか			点	③ 動的バランス
4. 歩行中、小さい段差に足をつけたとき、すぐに次の足が出るおもいますか			点	④ 静的バランス（開眼）
5. 片足で立ったまま膝下を離れたいことができますか			点	⑤ 静的バランス（閉眼）
6. 一直線に引いたラインの上を、膝を足歩行で離れたい歩くと感じますか			点	⑥ 動的バランス
7. 足を開いて片足でどのくらい立ちたい自信がありますか			点	⑦ 静的バランス（開眼）
8. 電車で乗って、つり革につかまらずどのくらい立ちたい自信がありますか			点	⑧ 動的バランス
9. 足を開いて片足でどのくらい立ちたい自信がありますか			点	⑨ 静的バランス（閉眼）

それぞれの評価結果をⅢのレーダーチャートに赤字で記入

合計点数	評価表
2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を黒字線で結びます
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



✿ 考慮事項 ✿

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

✿ 考慮事項 ✿

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

🌸 対策の例 🌸

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）

他



5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

✿ 考慮事項 ✿

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

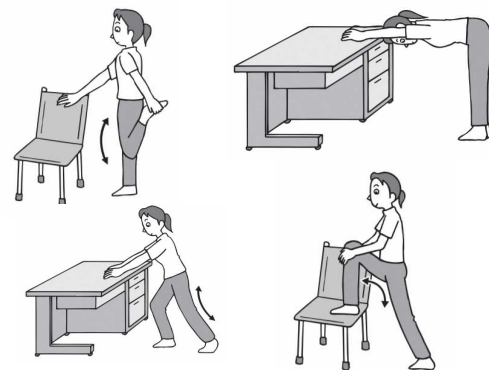
ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。**

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください。

■厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/qyousei/anzen/1003-2.html>

先進企業

製造業



■独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>



国による支援等（令和5年度）

エイジフレンドリー補助金 申請受付期間（令和5年6月12日～令和5年10月末日）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください。

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（定義は次頁参照） (3) 高齢労働者（60歳以上） を常時1名以上雇用し、対象の高齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（定義は次頁参照） (3) 労働者を常時1名以上雇用している
補助対象	高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	1 / 2	3 / 4
上限額	100万円 （消費税を除く）	30万円 （消費税を除く）

注意事項

- ※ 2コース併せての上限額は**100万円**です。2コース併せた申請の場合は、**必ず2コース同時に申請**してください（月を変えて別々の申請はできません）。
- ※ この補助金は、**事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定**します。**全ての申請者に交付されるものではありません。**
- ※ 補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。



中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。

高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています

